

第28回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年10月31日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1番 野村 照明委員	3番 金子 靖委員	4番 清水 幸治委員
5番 廣瀬女公美委員	7番 大畑 礼子委員	8番 浅野 徳昭委員
9番 細川 裕委員	10番 菅原 雄一委員	11番 佐藤 裕司委員
12番 山崎 隆史委員	13番 成田 俊英委員	14番 中川 浩幸委員
15番 瀬戸 賢成委員	18番 佐藤 泰正委員	19番 福西 範委員
20番 野澤 勲委員	21番 志賀 忠浩委員	

(以上 17名)

4. 欠席委員

6番 二谷 幸裕委員 16番 稲場 洋二委員 17番 松下 裕幸委員

農業委員会事務局

5. 参 与 者

事務局長 塩田 省吾	次長 高山 直樹	主査 清水 秀人
会計年度任用職員 藤本 恵美	杉野 恵	

(以上 5名)

会議録署名委員の指名

19番 福西 範委員
20番 野澤 勲委員

会期決定について 令和5年 10月 31日 (1日)

6. 議事日程

報告第46号	現況証明願について (市街化区域)
報告第47号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第48号	農業経営証明願について
議案第125号	現況証明願について
議案第126号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第127号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第128号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第129号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長  
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。  
只今より第28回鉏路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は17名です。  
議事録署名人に19番、福西範委員、20番、野澤勲委員を指名しますので、よろしくお願い致します。  
なお、会期は本日10月31日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
塩田事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。

報告第46号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局  
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第46号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者である [ ]氏の代理人である、土地家屋調査士の [ ]氏より現況証明願があり、9月7日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、9月12日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。

公簿地目が畑である、[ ]、他6筆、面積合計 [ ]㎡の土地について、所有者である [ ]氏より現況証明願があり、9月27日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、9月29日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、資料が5ページ、10ページ、11ページにございます。

農林水産省が所管する公簿地目が畑である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令に基づき嘱

託職員に指定された、XXXXXXXXXX氏より現況証明願があり、10月11日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長  
野村会長

ただいま報告がありました、報告第46号「現況証明願」について、質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第47号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局  
塩田事務局長

それでは、議案書12ページにございます、報告第47号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、鉏路地区で1件、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書13ページの表の1番は、相続人XXXXXXXXXX氏より、被相続人XXXXXXXXXX氏が所有していた、XXXXXXXXXXの内の1筆、面積XXXXXX㎡の農用地を、平成30年2月11日、相続し所有権を取得したとして、令和5年9月7日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

次に、表の2番は、相続人XXXXXXXXXX氏より、被相続人XXXXXXXXXX氏が所有していた、XXXXXXXXXX、他5筆、面積合計XXXXXX㎡の農用地を、平成3年11月12日、相続し所有権を取得したとして、令和5年10月2日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、2件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第47号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第48号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局  
塩田事務局長

それでは議案書14ページにございます、報告第48号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、音別地区で2件の申請がありました。

議案書15ページの表の1番ですが、XXXXXXXXXXのXXXXXXXXXXより、外国人技能実習生制度の活用のため、9月21日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明

書の発行を行いました。

次に、表の2番ですが、[ ]の[ ]氏より、外国人技能実習生制度の活用のため、9月21日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の農業経営証明願について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第48号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第125号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の16ページでございます、議案第125号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で2件の申請がございました。

議案書17ページの表の1番は、資料が18ページと19ページでございます。

公簿地目が畑である、[ ]、他1筆、面積合計 [ ]<sup>m</sup>の土地について、所有者である [ ]氏より現況証明願がございました。

10月13日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が18ページと20ページでございます。

公簿地目が畑である、[ ]、他1筆、面積合計 [ ]<sup>m</sup>の土地について、所有者である [ ]氏、他2名の内、[ ]氏より現況証明願がございました。

10月13日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。

委員

廣瀬委員

議案第125号「現況証明願」の1番から2番について報告致します。

1番は、松本紀一氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、[ ]、他1筆、合計 [ ]<sup>m</sup>の土地についてであります。令和5年10月13日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認致しました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります。現地は、農地採草放牧地以外の山林で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

次に、2番は、所有者が [ ]氏、他2名で、申請者は [ ]氏より、地目変

更のため、現況証明願いの提出がありました。

公簿地目が畑、農振農用地区域にある、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の土地についてであります。令和5年10月13日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認致しました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります。現地は農地採草放牧地以外の原野で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

廣瀬女公美委員、ありがとうございました。

それでは、議案第125号「現況証明願」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第125号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第125号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第126号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

事務局  
塩田事務局長

それでは、議案書の21ページにございます、議案第126号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の貸借を合意解約した場合、貸主、借主の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、阿寒地区で1件の通知がございました。

議案書22ページの表の1番は、資料が23ページと24ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります [REDACTED]との間で、令和5年10月2日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第126号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第126号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第126号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
塩田事務局長

それでは、議案書の26ページにございます、議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で3件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書27ページの表の1番は、資料が29ページと30ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が29ページと31ページから35ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他6筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書28ページの表の3番は、資料が36ページから38ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、3件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から3番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。

委員  
廣瀬委員

議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、[ ]氏が所有する、[ ]、面積が [ ]㎡の農用地について、[ ]氏に [ ]円で売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、[ ]氏が所有する、[ ]、他6筆、合計 [ ]㎡の農用地について、[ ]氏に [ ]円で売買による所有権の移転を行うものであります。

次に3番の申請の内容は、[ ]氏が所有する、[ ]、他3筆、合計 [ ]㎡の農用地について、[ ]氏に [ ]円で売買による所有権の移転を行うものであります。

これらの件について、令和5年10月13日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

廣瀬女公美委員、ありがとうございました。

それでは、議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、1番につきましては、松下裕幸委員の同居の親族の案件、3番につきましては、金子靖委員本人の案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

松下裕幸委員は欠席でありますので、最初に1番と2番を審議した後に、3番を審議することとします。

それでは、1番と2番について、一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番については、原案のとおり決定致します。

次に、3番を審議いたしますので、金子靖委員は退出して下さい。

(金子靖委員退室)

事務局  
塩田事務局長

それでは、3番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番については、原案のとおり決定致します。  
退室されている金子靖委員は入室して下さい。

(金子靖委員入室)

議長  
野村会長

3番は、原案のとおり決定致しました。  
それでは次に、議案第128号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。  
事務局より説明して下さい。

事務局  
塩田事務局長

それでは、議案書の39ページでございます、議案第128号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。  
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。  
今回は、音別地区で1件の計画がございます。  
お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。  
議案書40ページの表の1番は、資料が41ページから47ページでございます。  
[ ]が所有する、[ ]、他21筆、面積合計 [ ]㎡の農用地について、[ ]氏へ [ ]円で売買による所有権移転を行うものでございます。  
以上、1件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました議案第128号「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、本件につきましては、瀬戸賢成委員本人に関する案件ですので、議事参与の制限にあたりますので、瀬戸賢成委員は退室をお願い致します。

(瀬戸賢成委員退室)

議長  
野村会長

それでは、審議いたします。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし



議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第128号「農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第128号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

退室されている瀬戸賢成委員は入室して下さい。

(瀬戸賢成委員入室)

議長  
野村会長

本件は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第129号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
塩田事務局長

議案書の48ページでございます、議案第129号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回5件の報告がございました。

議案書49ページの農地所有適格法人要件確認書の1番と2番は、

で、令和4年と5年の2月決算の報告となります。

次に、議案書50ページの農地所有適格法人要件確認書の3番と4番は、

で、令和4年と5年の3月決算の報告となります。

次に、議案書51ページの農地所有適格法人要件確認書の5番は、

で、令和4年9月決算の報告となります。

これらの件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、5件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第129号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、1番と2番につきましては、佐藤泰正委員の同居の親族が役員を務める法人に関する案件であり、3番と4番につきましては、大畑礼子委員、浅野徳昭委員、佐藤泰正委員が関連する法人に関する案件でありますので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番と2番、次に3番と4番、最後に5番を審議することと致しますので、佐藤泰正委員は退室をお願い致します。

(佐藤泰正委員退室)

議長 野村会長	それでは、1番と2番を審議致します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第129号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番と2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数で賛成と認め、議案第129号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番と2番については、原案のとおり決定致します。 次に、3番と4番を審議致しますので、大畑礼子委員、浅野徳昭委員は退室をお願い致します。
	(大畑礼子委員、浅野徳昭委員退室)
事務局 塩田事務局長	それでは、3番と4番を審議致します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第129号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番と4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数で賛成と認め、議案第129号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番と4番は原案のとおり決定致します。 退室されている皆さんは入室して下さい。
	(大畑礼子委員、浅野徳昭委員、佐藤泰正委員入室)
議長 野村会長	1番から4番は、原案のとおり決定致しました。 次に、5番を審議致します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第129号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第129号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の5番については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 10月 31日

議長

野村照明

署名委員

福西範

署名委員

野沢 豊

